

市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する 集団的予防接種のための手引き（暫定版）について

手引きの概要

- 本手引きは、厚生労働科学研究「市町村における新型インフルエンザ住民接種の体制に関する研究」※（分担研究者 岡部信彦：川崎市健康安全研究所所長）の一環として作成された。
※ 平成25年度厚生労働科学研究「新型インフルエンザ等発生時の市町村におけるワクチンの効率的な接種体制のあり方の検討」（研究代表者：和田耕治）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び政府行動計画において、市町村が住民接種の実施主体として定められたことを受けて、市町村において速やかに集団的予防接種の体制を構築し実施できるよう、有識者や自治体担当者の参画を得て検討を行い、集団的予防接種のための手引きを作成することを目的とした。
- 本手引きは、主に「臨時接種」をイメージしてとりまとめられたが、「新臨時接種」の場合でも同様の方法で実施できることが多いと考えられるため、適宜参考にされたい。
- 構成は、住民接種の進め方に従って、「政府行動計画・ガイドライン記載事項」「基本的考え方」「取組みの具体例」「根拠法令等」を示し、市町村が行う住民接種の体制に関する準備に資するよう構成。
- 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成25年6月26日）を補完する位置づけ。

検討の状況

- 25年6～7月 検討会を2回開催。
- 25年9～11月 ワーキンググループを2回、ヒアリングを2回開催。
- 25年12月～26年2月 検討会を開催し、手引き（暫定版）としてとりまとめ。
- 26年3月 厚労省ホームページに住民接種のページを新設して、公表。

1

手引き（暫定版）のポイント

手引きのポイント

- 1) 住民接種を集団的接種で行うための方法として、地域集団接種及び施設集団接種について示した。
- 2) 市町村が接種すべき対象者について、政府行動計画、ガイドライン、有識者会議等の議論を踏まえ、全国の自治体が統一的对象者として取り扱うべき者を示した。
 - 接種対象者としては、当該市町村の居住者（住民基本台帳に登録のある者）に加え、①長期入院・入所者、②里帰り分娩の妊産婦（及び同伴の小児）、③その他市町村が認めるもの、であると考えられる。
 - これらの対象者については、国の統一的ルールとして、当該市町村が接種を実施するとともに、接種費用の市町村負担分についても支弁するべきである。
 - 一方で、健康被害救済の給付については、予防接種法第15条の規定に基づき、被接種者が住民基本台帳へ登録されている市町村で行うこととする。
- 3) 対象者の集団ごとに、一般的に適切と考えられる方法を示した。
- 4) 集団的接種を保健所、保健センター、学校、体育館、公民館、集会所等で行う際に必要な手続きについてまとめた。
- 5) 接種会場での具体的な運営方法について例示した。
 - 予診等を担当する医師1名、接種を担当する看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師（又は薬剤師）1名を、基本的な接種実施チームとして示した。
 - 1チームあたりの接種に要する時間や人数を例示した。さらに接種会場での事務職員の配置や被接種者の動線についても例示した。

2

住民接種の方法について

基本的考え方

- 住民接種は、原則として集団的接種により実施する。
現時点では、多くの場合、10ml等のマルチバイアルによってワクチンが供給されることが想定されているため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- 集団的接種には、「地域集団接種」及び「施設集団接種」の2種類があり、市町村により、活用する施設集団について検討する。

区分	概要	実施場所(例)
地域集団接種	接種会場に接種対象者を参集させて実施するもの	公民館、体育館、集会所、市民会館等
施設集団接種	学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施するもの	医療機関、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者支援施設、小中学校、保育所、通所施設等

- 上記以外に、在宅医療を受療中の患者など地域集団接種では対応困難な者に、医療従事者が戸別訪問して実施する場合も考えられる（地域訪問接種）。

3

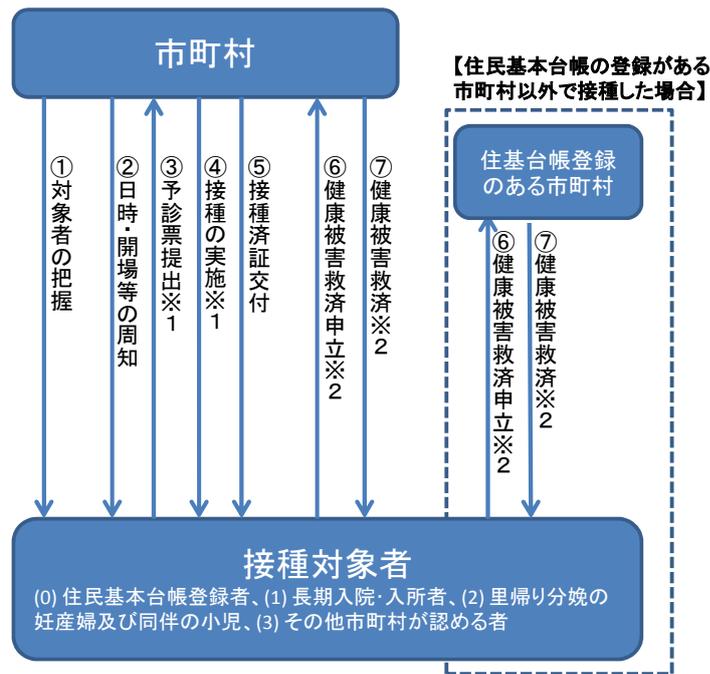
対象者について

基本的考え方

- 住民接種の対象者については、当該市町村の区域内に居住する者、即ち、住民基本台帳に登録されている者を基本とする。
- それに加えて、以下については住民接種の接種対象者とすべきである。
 - ① 長期入院・入所者
 - ② 里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児
 - ③ その他市町村が認める者
- 接種費用の市町村負担分については、特措法及び予防接種法の規定に基づき、住民基本台帳に登録がある住民に加え、上記①～③の対象者についても、接種を実施した市町村の負担とするべきである。
- 健康被害救済については、予防接種法第15条の規定に基づき、住民基本台帳への登録がある市町村が給付を行うことが適切である。

4

住民接種の実施手順について



※1 予診・接種は、原則、地域集団接種（接種会場に接種対象者を参集させて実施）、施設集団接種（学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施）のいずれかで実施する。

※2 健康被害救済は、接種した市町村に関わらず、住民基本台帳の登録がある市町村において対応する。

5

接種対象者別の接種方法に関する基本的考え方について（1/3）

接種対象者	接種方法
基礎疾患を有する者	□ 原則、地域集団接種
妊婦	□ 原則、地域集団接種
未就学児	□ 原則、地域集団接種 幼稚園や保育所については、施設集団接種とすることも可能。
小中学生	□ 原則、施設集団接種
高校生	□ 原則、地域集団接種
専門学校生・大学生	□ 原則、地域集団接種

注) 基礎疾患を有する者や妊婦は、実施市町村の判断により通院中の医療機関で接種することもありうる。

6

接種対象者別の接種方法に関する 基本的考え方について（2/3）

接種対象者	接種方法
高齢者	<input type="checkbox"/> 原則、地域集団接種 <input type="checkbox"/> 高齢者介護施設の入所者は、施設集団接種 （短期の入所の場合は退所後に地域集団接種もしくは地域訪問接種）
障害者	<input type="checkbox"/> 在宅生活者は、地域集団接種 （移動が困難な場合、地域訪問接種） <input type="checkbox"/> 障害者施設入所者は、施設集団接種 （短期の入所の場合は、退所後に地域集団接種もしくは地域訪問接種）

※) 長期とは概ね90日以上入院・入所が見込まれる場合を言い、短期とは概ね90日未満と見込まれる場合を言う。

7

接種対象者別の接種方法に関する 基本的考え方について（3/3）

接種対象者	接種方法
在宅医療を受療中の患者	<input type="checkbox"/> 移動が困難な場合、地域訪問接種 <input type="checkbox"/> 移動可能な場合、地域集団接種
入院患者及び入所者	<input type="checkbox"/> 長期の入院・入所の場合、施設集団接種 <input type="checkbox"/> 短期の入院・入所の場合、退院・退所後に地域集団接種
通所サービス利用者等	<input type="checkbox"/> 原則、地域集団接種 移動が困難な者等が多い通所施設については、施設集団接種とすることも可能。

※) 長期とは概ね90日以上入院・入所が見込まれる場合を言い、短期とは概ね90日未満と見込まれる場合を言う。

8

対象者への周知について

基本的考え方

- 対象となる全ての住民に対して、効率的かつ効果的に適切な時期に周知を図るため、各市町村が地域の実情に合わせて媒体や周知方法を工夫する。
- 対象となる住民一人ひとりへの個別通知を发出することが望ましいが、転居等により通知が届かないなどの限界があるので、ホームページや広報紙、自治会の回覧板、テレビ・ラジオ、広報車などを用いた集団を対象とした周知方法についても検討する。
- 市町村は、国の基本的対処方針による接種順位等を踏まえて、供給量に対応した具体的な接種計画を立案し、接種日・接種場所を検討する必要がある。特に発生初期には接種対象者数に対してワクチンが十分行き渡らない場合を想定し、混乱なく円滑な接種が行えるよう、あらかじめ十分な検討を行うことが必要である。
- また、新型インフルエンザ等対策としては、ワクチン接種が唯一の対策ではないこと、個人の感染予防策を確実にすることが大切なことを繰り返し周知し、パニックを防ぐことが重要である。

取組みの具体例

- 周知ポスターやチラシ、個別通知には対象者は原則住民基本台帳への登録がある住民であることを明記する。その上で、住民基本台帳への登録がない場合でも「長期入院・入所者」、「里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児」は接種可能であること、またその場合の市町村への申し込み方法を具体的に分かりやすく伝える。
- 住民に対する広報・周知の方法として、ポスター掲示等については、公的施設だけでなく、駅やコンビニなど人が多く集まる場所に掲示する工夫も考えられる。

9

接種場所について

基本的考え方

- 市町村は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するなどにより接種会場を確保する。
- 保健センターや学校など医療機関以外で住民接種を実施する際の手続きとしては、1) 診療所開設の届出を行い実施する方法、又は、2) 巡回診療として届出を行い実施する方法がある。
- 各会場での実施日数、頻度等を考慮し、住民接種を実施するために診療所開設の届出の必要性があるかどうか検討しておく必要がある。

①診療所開設の届出を行う方法

○ 医療法に基づく診療所等の開設の手続きを行っていない保健センター等において集団的接種を行うことについて、医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可又は医療法第8条の規定に基づく診療所開設の届出を行い実施する。

②巡回診療として届出を行う方法

○ 「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知）に定める所定の要件に従う。
○ 巡回診療の条件は、おおむね毎週1回以下かつ連続2日以内とされており、この条件を満たさない場合は、巡回診療としてではなく、診療所開設の届出を行い実施する必要がある。

10

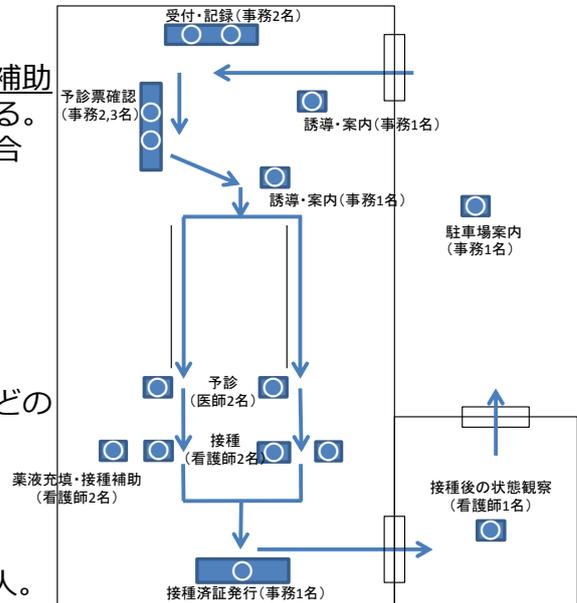
接種の実施について

基本的考え方

- 医師、保健師・看護師、事務職等で構成される接種実施チームを編成し、接種対象者数に応じた接種チーム数を確保し派遣する。

取組みの具体例

- 医療従事者の確保に関しては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師・薬剤師1名を1チームとする。
※小児等が対象者の場合、接種補助を増員する場合もある。
- 各会場ごとに、接種後の状態観察を担当する看護師等1名を置く。
- 事務職に関しては、会場ごとに、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、予防接種済証発行などの業務を担当することが考えられる。
- 上記を踏まえ、2列体制で接種を行う場合、予診から接種までの時間を2.0分、実施時間を7時間とすると、1日当たりの接種人数は420人。
(60分×7時間÷2.0分×2列=420人)



11

同意の取得について

基本的考え方

- 予防接種の実施に当たっては、被接種者本人の文書による同意を得なければならない。
- 認知症や精神・知的障害等で本人の意思確認が難しい場合は、保護者の文書による同意が必要である。
- 成年後見制度における医療同意については、成年後見人の事務外と解釈されているが、予防接種の実施については、予防接種法上の保護者に後見人は該当するため、後見人の同意をもって成年被後見人は接種を受けることができると考えている。

参 考

- 予防接種法 第2条第7項
この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。
- 予防接種法実施規則 第5条の2
予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

12

情報の管理（予防接種台帳、記録の保存など）について

基本的考え方

- 予防接種法に基づき、予防接種に関する記録の作成、保存（5年間）及び予防接種済証の交付が必要である。なお、乳児又は幼児については予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に記載する。
- 住民基本台帳の登録がない市町村で接種した場合でも、健康被害救済給付は住民基本台帳に登録がある市町村で行うため、健康被害救済を円滑に実施するためには、健康被害救済の申請を受けた市町村と接種を実施した市町村との情報共有がきちんと行われなければならない。そのため、予防接種に関する記録の作成と保存が全ての市町村において適切に行われる必要がある。
- また、健康被害救済を申請する際には、被接種者は予防接種済証を示す必要があるため、被接種者が予防接種済証を適切に保存しておくよう、予防接種済証を渡す際に十分に周知する必要がある。
- 多数の住民に対して迅速に接種しなければならず、緊急対応を要する状況であることを踏まえると、日次で予防接種台帳を整備・管理することは困難である場合も想定される。そのため、接種記録の作成に当たっては事後的に台帳を整備することも許容されるべきである。

13

市町村における新型インフルエンザ住民接種の体制に関する検討会委員

(敬称略)

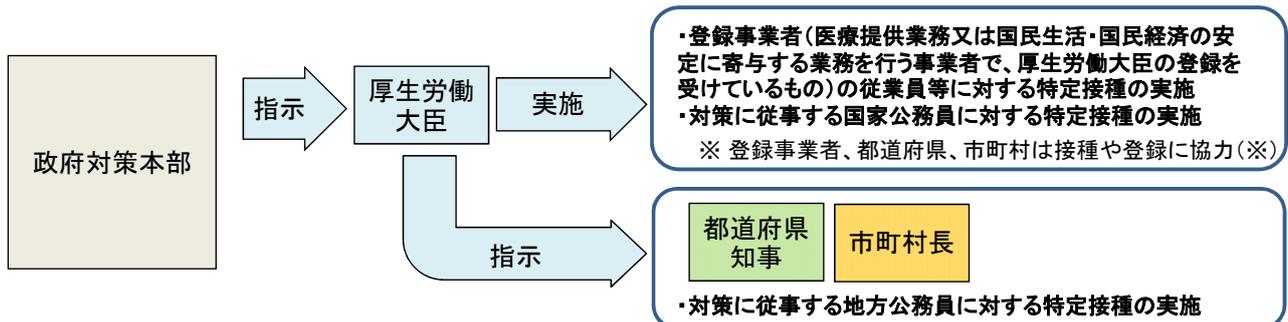
氏名	所属・職名
荒田 吉彦	北海道 保健福祉部 技監
石田 光広	稲城市 福祉部長
◎岡部 信彦	川崎市 健康安全研究所 所長
角田 徹	東京都医師会 理事
佐々木隆一郎	長野県 飯田保健所 所長
館石 宗隆	札幌市 保健福祉局 医務監
田辺奈緒子	桶川市 健康福祉部 健康増進課 課長
平岡真理子	川崎市 健康福祉局 健康安全部 感染症担当課長
本間 恵	鎌ヶ谷市 健康増進課 副主幹
前田 秀雄	東京都 福祉保健局 技監
山崎 初美	神戸市 保健福祉局 健康部 健康危機管理対策担当課長

14

(参考1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法における予防接種について

特定接種(対象:登録事業者の従業員等)

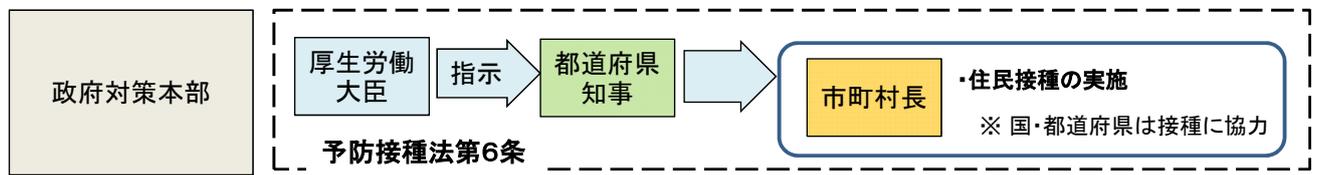
※ プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力をいただきたい。詳細については今後検討。

住民に対する予防接種(対象:居住者)

※ パンデミックワクチンの接種



- ※ 特定接種及び住民接種については、行政による接種勧奨及び被接種者による努力義務を規定。
- ※ 健康被害救済(予防接種法に基づくA類疾病相当の補償)については、予防接種の実施主体が実施。

(出典)平成24年6月26日新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する都道府県担当課長会議資料(資料2)5

(参考2)

住民接種について

○実施主体・接種体制の構築:

実施主体は、市町村。

市町村は、国・都道府県の協力を得ながら、未発生期から接種体制の構築を図る。

○接種順位について:

以下の4群に分類し、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部で決定する。

①医学的ハイリスク者

- (1)基礎疾患を有する者
- (2)妊婦

②小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

③成人・若年者

④高齢者(65歳以上の者)

○接種体制について:

・原則として集団的接種により接種を実施する。

・接種会場は、保健所・保健センター・体育館などの公的施設の活用等により確保(人口1万人に1か所程度)する。

・地域医師会等の協力を得て、医師や看護師等の医療従事者を確保する。

(参考3) 緊急事態宣言の有無による住民接種

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項 (臨時接種)	第6条第3項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり (低所得者を除き実費徴収可)
費用負担割合	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の費用負担	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	